

○湖南衛生組合児童手当事務取扱要領

令和 7 年 3 月 27 日

(通則)

第 1 条 湖南衛生組合一般職の職員（以下「職員」という。）に対する児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）に基づく児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、法、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）及び児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要領により処理するものとする。

(認定を行う者)

第 2 条 法第 17 条第 1 項によって読み替えられる法第 7 条第 1 項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定は、管理者が行う。

(認定に関する請求書の処理及び受給者情報の記録)

第 3 条 省令様式第 2 号による児童手当認定請求書（以下この条において「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 認定請求書の記載内容又はその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、次により処理するものとする。

ア 認定請求書を返戻する場合は、児童手当関係書類返戻（保留）通知書（第 1 号様式。以下「返戻（保留）通知書」という。）を当該認定請求書に添えて返戻する。

イ 認定請求書を保留する場合は、返戻（保留）通知書により通知する。

(2) 受給資格及び児童手当の額を認定したときは児童手当認定（認定請求却下）通知書（第 2 号様式。以下「認定（認定請求却下）通知書」という。）により通知するとともに、児童手当受給者情報（第 3 号様式）を記録し、受給資格がないものと認定したときは認定（認定請求却下）通知書により通知する。

(額改定認定請求書等の処理等)

第 4 条 省令様式第 4 号による児童手当額改定認定請求書（以下この条において「額改定認定請求書」という。）又は児童手当額改定届（以下この条において「額改定届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 額改定認定請求書又は額改定届の記載内容又はその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、前条第 1 号の規定の例により処理する。

(2) 児童手当の額を改定するものと決定したとき又は児童手当の額を増額しないものと決定したときは、児童手当額改定（額改定請求却下）通知書（第4号様式。以下「改定（改定請求却下）通知書」という。）により通知する。

2 額改定届の提出がない場合においても、現有公簿等によって児童手当の額を減額するものと決定した場合には、改定（改定請求却下）通知書により通知する。

（現況に関する届書の処理）

第5条 省令様式第6号による児童手当現況届（以下この条において「現況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 現況届の記載内容又はその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、第3条第1号の規定の例により処理する。

(2) 受給資格が消滅したものと決定したときは、児童手当支給事由消滅通知書（第5号様式。以下「消滅通知書」という。）により通知する。

（受給事由消滅に関する届書等の処理）

第6条 省令様式第10号による児童手当受給事由消滅届の提出を受けた場合等において、児童手当の支給事由が消滅したものと決定したときは、消滅通知書により通知する。

（未支払児童手当の請求書の処理）

第7条 省令様式第12号による未支払児童手当請求書の提出を受けた場合において、未支払の児童手当を支給するものと決定したとき又は請求を却下するものと決定したときは、未支払児童手当支給決定（請求却下）通知書（第6号様式）により通知する。

（支払の一時差止めの通知）

第8条 法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、児童手当支払差止通知書（第7号様式）により通知する。

（支払日）

第9条 児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する支払期月でない月を含む。）における職員の給料の支給日とする。

（書類の保存期間）

第10条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める期間保存するものとする。

(1) 児童手当認定請求書及び児童手当受給者情報 支給事由が消滅し

た日の属する年度の翌年度の初日から5年間

(2) 児童手当額改定認定請求書、児童手当額改定届、児童手当現況届及び未支払児童手当請求書 提出のあった日の属する年度の翌年度の初日から2年間

(3) 前2号に掲げる書類以外の書類 提出のあった日の属する年度の翌年度の初日から1年間

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

第 号
年 月 日

様

湖南衛生組合
管理者

児童手当関係書類 返 戻 通知書
保 留

年 月 日付けで請求（届出）のあった については、下記の理由で

返 戻
保 留 することとしたので、通知します。

なお、請求書（届出書）を再提出する際には、この通知書を添えて提出してください。

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由
1 記載内容の不備	
2 添付書類の不備	

第 号
年 月 日

様

湖南衛生組合
管理者

児童手当 認 定 通知書
認定請求却下

年 月 日付けで請求のあった児童手当については、下記のとおり

認 定 したので、通知します。
認定請求を却下

記

認 定 に 関 す る 事 項									
1 支給対象児童数	<table><tr><td>(3 歳未満)</td><td>人</td></tr><tr><td>(3 歳以上)</td><td>人</td></tr><tr><td>(第 3 子以降)</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	(3 歳未満)	人	(3 歳以上)	人	(第 3 子以降)	人	計	人
(3 歳未満)	人								
(3 歳以上)	人								
(第 3 子以降)	人								
計	人								
2 手当月額	<table><tr><td>(3 歳未満)</td><td>円</td></tr><tr><td>(3 歳以上)</td><td>円</td></tr><tr><td>(第 3 子以降)</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	(3 歳未満)	円	(3 歳以上)	円	(第 3 子以降)	円	計	円
(3 歳未満)	円								
(3 歳以上)	円								
(第 3 子以降)	円								
計	円								
3 支給開始年月	年 月から								
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()								
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由 ()									
備 考									

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湖南衛生組合を被告として（訴訟において湖南衛生組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第3条関係）

(表)

児童手当 受給者情報

受給者	氏 名						住 所	〒 ー (年 月 日変更)											
	性 別	男・女	生 年 月 日		年 月 日														
	職 員 番 号				配偶者等の有無		有・無		配偶者等の氏名				配偶者等の職業		被用者・公務員・被用者でない者				
児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏 名		続柄		生年月日		住 所		職業等		通学先 (学生の場合のみ)		卒業予定時期 (学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)			申立人による生計費の負担の状況 (該当するもの全てに○)	
					・ ・				・学生 ・無職 ・その他				・ ・		1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他()			1. 生活費(食費、家賃等) 2. 学費 3. その他()	
					・ ・				・学生 ・無職 ・その他				・ ・		1. 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3. その他()			1. 生活費(食費、家賃等) 2. 学費 3. その他()	
児 童	氏 名		続柄	生年月日		同居・別居の別	海外留している 場合の出国年月		住 所		監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当該当年月日			非該当年月日		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
				・ ・		同・別	年 月				有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
所得の状況			年分所得額				認定年月日		年 月 日		手当月額			備考					
							支給開始年月		年 月		3 歳 未 満 円								
							消滅年月日		年 月 日		3 歳 以 上 円								
			円		支給消滅事由				第 3 子 以 降 円										
									計 円										

年 度			年 度		年 度		年 度		年 度			
区 分			年 度		年 度		年 度		年 度			
現況届	届出の有無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無			
	前年の所得額		円		円		円		円			
	備 考											
支 払 金 額	10 月 期	支払年月日		・		・		・		・		
		支払金額	3 歳未満		円		円		円		円	
			3 歳以上		円		円		円		円	
			第 3 子以降		円		円		円		円	
			計		円		円		円		円	
	事務担当者											
	12 月 期	支払年月日		・		・		・		・		
		支払金額	3 歳未満		円		円		円		円	
			3 歳以上		円		円		円		円	
			第 3 子以降		円		円		円		円	
			計		円		円		円		円	
	事務担当者											
	2 月 期	支払年月日		・		・		・		・		
		支払金額	3 歳未満		円		円		円		円	
			3 歳以上		円		円		円		円	
			第 3 子以降		円		円		円		円	
			計		円		円		円		円	
	事務担当者											
	4 月 期	支払年月日		・		・		・		・		
		支払金額	3 歳未満		円		円		円		円	
			3 歳以上		円		円		円		円	
			第 3 子以降		円		円		円		円	
			計		円		円		円		円	
	事務担当者											
	6 月 期	支払年月日		・		・		・		・		
		支払金額	3 歳未満		円		円		円		円	
			3 歳以上		円		円		円		円	
			第 3 子以降		円		円		円		円	
			計		円		円		円		円	
	事務担当者											
	8 月 期	支払年月日		・		・		・		・		
		支払金額	3 歳未満		円		円		円		円	
			3 歳以上		円		円		円		円	
			第 3 子以降		円		円		円		円	
			計		円		円		円		円	
	事務担当者											
	備 考											

第 年 月 日 号

様

湖南衛生組合
管理者

児童手当 額 改 定 通知書
額改定請求却下

児童手当の額改定については 請求、届出 により、下記のとおり
職権

改 定 したので、通知します。
却 下

記

額 改 定 に 関 す る 事 項									
1 改定後の支給対象児童数	<table><tr><td>(3 歳未満)</td><td>人</td></tr><tr><td>(3 歳以上)</td><td>人</td></tr><tr><td>(第 3 子以降)</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	(3 歳未満)	人	(3 歳以上)	人	(第 3 子以降)	人	計	人
(3 歳未満)	人								
(3 歳以上)	人								
(第 3 子以降)	人								
計	人								
2 改定後の手当月額	<table><tr><td>(3 歳未満)</td><td>円</td></tr><tr><td>(3 歳以上)</td><td>円</td></tr><tr><td>(第 3 子以降)</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>円</td></tr></table>	(3 歳未満)	円	(3 歳以上)	円	(第 3 子以降)	円	計	円
(3 歳未満)	円								
(3 歳以上)	円								
(第 3 子以降)	円								
計	円								
3 改定年月	年 月から								
4 改定（増・減）の理由（	）								
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項									
却下した理由 （									
）									
備 考									

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湖南衛生組合を被告として（訴訟において湖南衛生組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

湖南衛生組合
管理者

児童手当支給事由消滅通知書

下記のとおり児童手当の支給事由が消滅したので、通知します。

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湖南衛生組合を被告として（訴訟において湖南衛生組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 年 月 日 号

様

湖南衛生組合
管理者

未支払児童手当 支給決定 請求却下 通知書

年 月 日付けで請求のあった未支払児童手当の支給については、
下記のとおり 支給することに決定 したので、通知します。
請 求 を 却 下

記

支 払 の 内 容	支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで
	支 払 金 額	円
	支 払 年 月 日	年 月 日
	支 払 方 法	
却 下 の 理 由		

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湖南衛生組合を被告として（訴訟において湖南衛生組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

湖南衛生組合
管理者

児童手当支払差止通知書

下記のとおり児童手当の支払を一時差し止めたので、通知します。

記

支払差止めの内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、湖南衛生組合を被告として（訴訟において湖南衛生組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）